

宿泊約款

適用範囲

第1条

1. 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテル(館)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み

第2条

1. 当ホテル(館)に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル(館)に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊者の連絡先
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (5) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊契約の申込みをした者は、当ホテル(館)が宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとし、
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル(館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
4. 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込み時に申し出てください。このとき、当ホテル(館)は可能な範囲内でこれに応じます。
5. 前項の申出に基づき、当ホテル(館)が宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテル(館)が前条の申込みを承諾した時に成立するものとし、
2. 当ホテル(館)が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示

又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。

3. 当ホテル(館)は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテル(館)が定める申込金を、当ホテル(館)が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
5. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
6. 第4項の申込金を同項の規定により当ホテル(館)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル(館)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
7. 当ホテル(館)は、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

宿泊契約締結の拒否

第4条

1. 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊者の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、繰り返し当ホテル(館)内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル(館)内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項2号に定める特定感染症の患者等(以下、特定感染症の患者等といいます)であるとき。
 - (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
 - (9) 天災、施設の故障、人員の不足その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (10) 宿泊しようとする者が、旅館業法第5条1項3号にあたる時。
- (11) 宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みをした時。
- (12) 当ホテル(館)が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断した時。
- (13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当ホテル(館)にない時。
- (14) 高知県旅館業法施行条例第7条の規定する場合に該当する時。

感染予防対策への協力要請

第5条

1. 当ホテル(館)は、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。
2. 宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うのに要した費用、その間使用できなくなった施設による逸失利益等一切の当ホテル(館)の損害については、当該者が負担するものとします。

損害賠償額の予定

第6条

1. 禁煙の客室において喫煙(電子タバコを含む)した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金3万円をお支払いいただきます。
2. 前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊代相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。

宿泊客の契約解除権

第7条

1. 宿泊客は、いつでも別紙第2に記載の取消料を当ホテル(館)に支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 当ホテル(館)は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。その場合、当ホテル(館)は、別表第2記載の取消料を申し受けます。

当ホテル(館)の契約解除権

第8条

1. 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を

- するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、旅館業法第5条1項3号にあたる時。
 - (3) 宿泊客が特定感染症の患者等である時。
 - (4) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められる時。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われた時。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない時。
 - (8) 高知県旅館業施行条例第7条の規定する場合に該当する時。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項に従わない時。
 - (10) 宿泊契約成立後に第4条(11)に定めることが判明した時。
 - (11) 宿泊の申込みをした者が、第2条2項に基づく当ホテル(館)の依頼に対し、直ちに応じなかった時。
 - (12) 当ホテル(館)が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断した時。
 - (13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的余裕が当ホテル(館)にない時。
 - (14) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しない時。
2. 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただくことがあります。

宿泊の登録

第9条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

客室の使用時間

第 10 条

1. 宿泊客が当ホテル(館)の客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 12 時とします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
 - (2) 超過 6 時間までは、室料相当額の 50%
 - (3) 超過 6 時間以上は、室料相当額の 100%

利用規則の遵守

第 11 条

1. 宿泊客は、当ホテル(館)内においては、当ホテル(館)が定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第 12 条

1. 当ホテル(館)の施設の営業時間は公式ホームページ、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第 13 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル(館)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル(館)が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテル(館)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテル(館)の責任

第 14 条

1. 当ホテル(館)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル(館)の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテル(館)は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 15 条

1. 当ホテル(館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル(館)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第 16 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル(館)がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル(館)に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテル(館)はその損害を賠償します。
2. 当ホテル(館)は、15 万円以上の現金又は時価 15 万円相当以上の物品はお預かりできません。
3. 宿泊客が、当ホテル(館)内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテル(館)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル(館)に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテル(館)はその損害を賠償します。
4. 当ホテル(館)は、第 1 項及び第 3 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
 - (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます）

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 17 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル(館)に到着した場合は、その到着前に当ホテル(館)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル(館)に置き忘れていた場合において、当ホテル(館)は、該当所有者からの連絡があり次第、その指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、

発見日を含めて 90 日間保管しその後処分又は最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル(館)の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 3 項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第 18 条

1. 宿泊客が当ホテル(館)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル(館)は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル(館)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 19 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテル(館)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル(館)に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテル(館)において速やかにその旨を当ホテル(館)に申し出なければなりません。

管轄裁判所と準拠法

第 20 条

1. 当ホテル(館)と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテル(館)の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+夕食・朝食料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(①以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④ サービス料(③×10%)
	税金	イ 消費税

備考

1. 基本宿泊料は公式ホームページに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは公式ホームページに掲載の料金をいただきます。

別表第2 取消料(第6条第1項関係)

契約解除の通知 を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
	14名まで	100%	100%	50%	20%	20%	%	%	%	%	%	%
15～30名まで	100%	100%	50%	20%	20%	20%	%	%	%	%	%	%
31名～100名まで	100%	100%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	%	%
101名以上	100%	100%	50%	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の取消料を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、取消料はいただきません。

付則

第1条 当ホテル(館)は、平成6年3月10日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当ホテル(館)の宿泊約款と定め、同日施行する。

第2条 当ホテル(館)は、令和6年10月1日、宿泊約款の各一部を改正し、同日施行する。